

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和4年第12回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年12月19日

(2022年)

宝塚市農業委員会

## 第 2 4 期 宝塚市農業委員会 令和 4 年第 1 2 回議事録

1. 日 時 令和 4 年（2022年）12月19日（月）14時00分～14時40分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1 番 平塚 三郎	8 番 中西 恵子
2 番 今里 浅一	9 番 平井 公雄
3 番 阪上 勝弥	10 番 林 五郎
4 番 山添 令子	11 番 上田 健
5 番 中西 瞳	12 番 嶽 広行
6 番 阪上 秀一	13 番 篠木 秀夫
7 番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1 番阪上委員、2 番辻井委員、3 番東委員、4 番福井委員、5 番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員 なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

- 1 議案第 7 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件
- 2 議案第 7 9 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画認定の決定の件
- 3 報告第 9 9 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定による届出の件
- 4 報告第 1 0 0 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 5 報告第 1 0 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定を準用する一時転用の届出の件

令和4年 第12回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年12月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第12回総会を開催いたします。本日の欠席者はなし、第12回の総会は成立しています。

本日の議事録署名人は、12番嶽委員、13番篠木委員にお願いします。それでは、総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり農地法第3条第1項による規定の許可申請がありましたので、御審議願います。

申請人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。(住所)、(氏名)さん。申請地、千種(地番)外2筆。全て田。地積は、実測面積で1,195㎡。譲受人は2名で、現在の所有者、譲受人も営農しています。家族人数、4名。調査書は別紙のとおり。権利の種類は所有権。申請地は、千種(地番)、田、446㎡、千種(地番)、田、353㎡。この2筆で実測は1,010㎡です。あと1筆、千種(地番)、田、185㎡。現状の所有者は、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さんです。

譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は、それぞれ200日、50日、100日、100日農作業に従事すると見込まれ、下限面積は、10aを越えます。申請地は、野菜栽培で利用し、引き続き野菜栽培の予定。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお12月7日事務局1名、農業委員会会長、農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 何か御質問等がございますか。では、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、本件は許可することにいたします。

次に、議案第79号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第79号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、申請人は、(住所)、(氏名)さん。農地所有者は、(住所)、(氏名)さんと(住所)、(氏名)さん。申請地は、安倉南(地番)、(地番)。どちらも畑、合計481㎡。権利の種類は、使用貸借、令和5年の1月1日から令和6年の12月31日の2年間。更新になります。

都市農地を適正利用するため、JAの奨励する栽培を行い、除草も適宜実施する、年間従事日数は、160日。今回借りる481㎡は、軟弱野菜、根菜類を育てる予定。地域の慣行栽培方法に沿って営農を行うとのこと。

2件目、申請人は、(住所)、(氏名)さん。農地所有者は、(住所)、(氏名)さん。農地所在地は、山本東(地番)。地目、田。327㎡で、賃貸借、令和5年の1月1日から令和5年の12月31日の1年間となります。都市農地を適正利用するため、今回借りる327㎡は、バラの苗ポットの土づくり、及び育苗に利用、除草は適宜実施をし、年間300日従事予定。全てバラを作付予定で、地域の慣行栽培方法に配慮した営農を行う予定です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、塚本委員。

○塚本委員 現場でよくお会いしますが、よくやられておられます。問題はありません。

○林会長 1件目について、採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。続いて、2件目阪上勝弥委員。

○阪上委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、2件目についても採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第99号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第99号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

申請人、(住所)、(氏名)さん。申請地、山本丸橋(地番)。地目、田。地積、1,257㎡。耕作者は、(氏名)さん。転用目的は、進入路付け替えのため。工事は、既に完了済。進入路の面積は、62.8㎡。工事期間は、令和4年5月1日から6月1日の間に隣の開発業者が設置、農道として利用。住宅開発により高低差が顕著になり裸地では危険なため、開発道路から進入する道路を設置したということです。

○林会長 確認委員が阪上秀一委員のため、私が確認しましたが、特に問題はありません。御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第100号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第100号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。全部で11筆、経営期間、令和元年11月21日から令和4年11月7日。全て植木利用です。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間、令和元年11月19日から令和4年11月7日。耕作面積1,099㎡で、合計2筆。全て植木利用。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間、令和元年12月4日から令和4年11月7日。合計4筆で1,456㎡。全て植木利用です。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、経営期間、令和元年11月21日から令和4年11月10日。合計4筆で2,738㎡。全て植木利用です。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間、令和元年11月21日から令和4年11月10日。合計3筆で2,127㎡。全て植木利用です。

6件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間、令和元年11月26日から令和4年11月14日、1,457㎡。野菜として利用。

7件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間、令和元年10月31日から令和4年11月14日。合計6筆で耕作面積が1,257.75㎡。水稲、果樹として利用。

8件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、経営期間、令和元年12月10日から令和4年11月17日。合計3筆で、3,682㎡です。畑・植・水稲として利用。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようですので、最後に報告第101号 農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用終了届の件を報告いたします。事務局から、説明願います。

○事務局 報告第101号 農地法第5条第1項第7号の規定を準用する一時転用終了届の件。別紙のとおり、農地の一時転用使用終了の届出がありましたので、報告します。

譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、切畑(地番)、切畑(地番)。それぞれ田と畑。地積、91㎡と45㎡。耕作者は現在なし。転用目的は、工事事務所設置。権利の種類は、使用貸借権。令和4年3月21日から近隣山林太陽光パネル設置工事に伴う工事事務所設置として一時転用(使用貸借契約)届出を受理しました。令和4年12月1日をもって農地に復旧したため終了届出の提出を受けました。12月7日現地立合調査員に確認していただいております。

○林会長 確認委員として、意見します。太陽光パネルの作業の事務所ということで一時転用されておりましたが、撤去され、元の状態に復帰されたということで、特に問題ないと思います。

何か御意見等ございますか。特にないようなので、以上で本日の議案2件、報告3件について、審議等は終了いたします。これをもちまして、令和4年第12回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番（会長） 林 五 郎

12番 嶽 広 行

13番 篠 木 秀 夫